

件名	チャレンジトレーニングに係る手当及び謝金の引上げについて
受付日	令和5年11月9日、10日
ご意見・ご提案の概要	<p>チャレンジトレーニングにおいて、障がい者及び事業者を支払う手当や謝金の日額を、現在の1,000円から引上げ、2,000円～5,000円にしてはどうか。</p> <p>手当等の引上げは、障がい者及び事業者のメリットになり、障がい者雇用の増加にも繋がるだろう。さらに、現在、物価高でもあることから、引上げを検討されたい。</p>
県の考え方	<p>チャレンジトレーニング（短期の職場実習）は、就労意欲のある障がいのある方と障がい者雇用に向きの企業等を対象に、就職・雇用前に職場実習を実施することで、障がいのある方及び企業等双方の不安を解消していただくために実施しております。</p> <p>また、実習生への手当は、賃金・生活保障のためのものではなく、交通費などの経費の一部を補助するものとして支給しており、企業への謝金については、謝礼の目的での支給となっております。</p> <p>このため、現時点では、増額について検討する予定はありません。</p> <p>今後とも、今回いただいたご意見をはじめ様々なご意見を伺いながら、障がいのある方の雇用拡大に貢献できるよう、より有効な施策を実施してまいります。</p>
担当課	商工労働部 労働雇用課